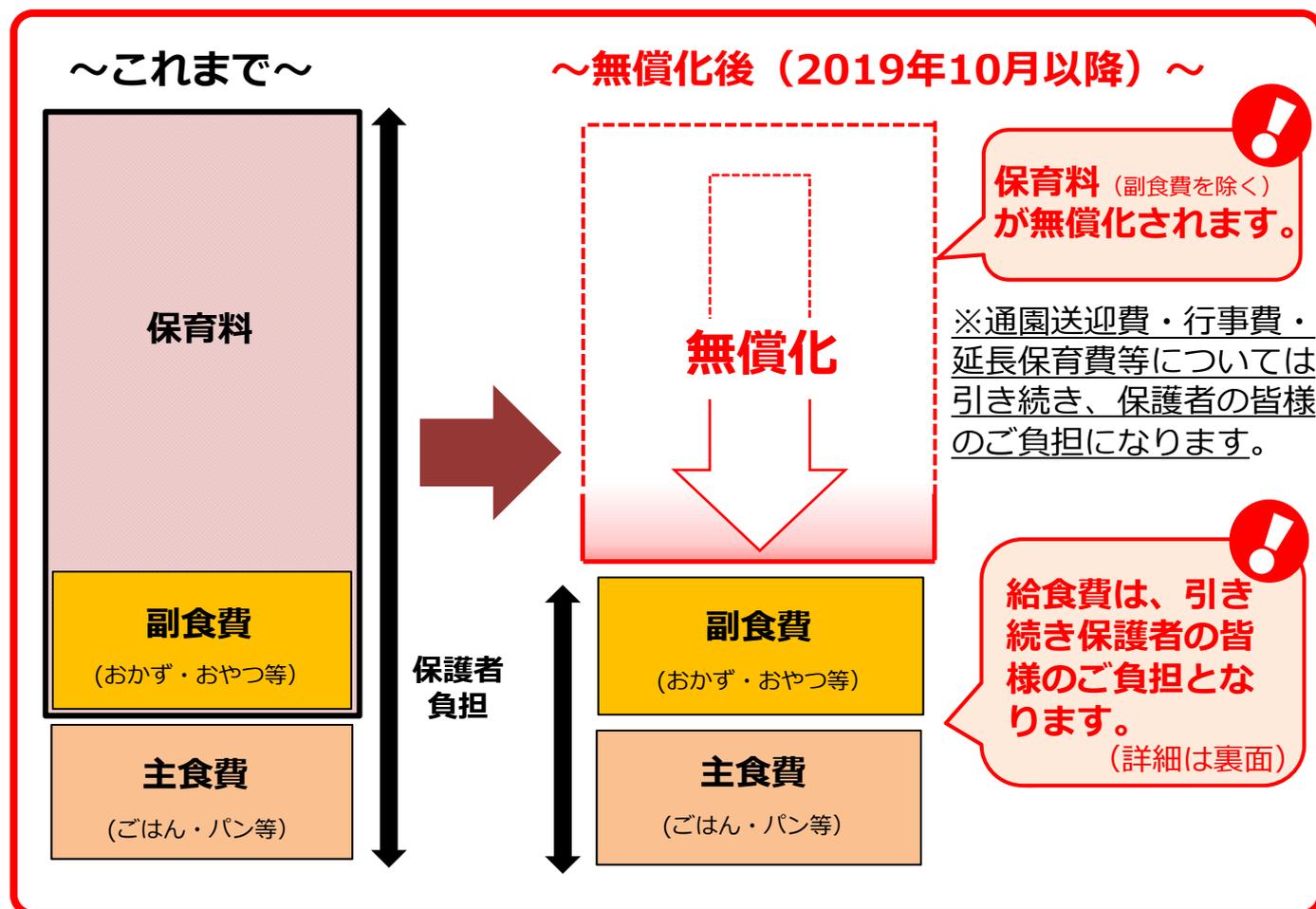


3～5歳児クラス（2号認定）の保護者の皆様へ

10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳児クラス（2号認定）のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。
- **保育所・認定こども園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所・認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**
(詳細は裏面をご覧ください。)

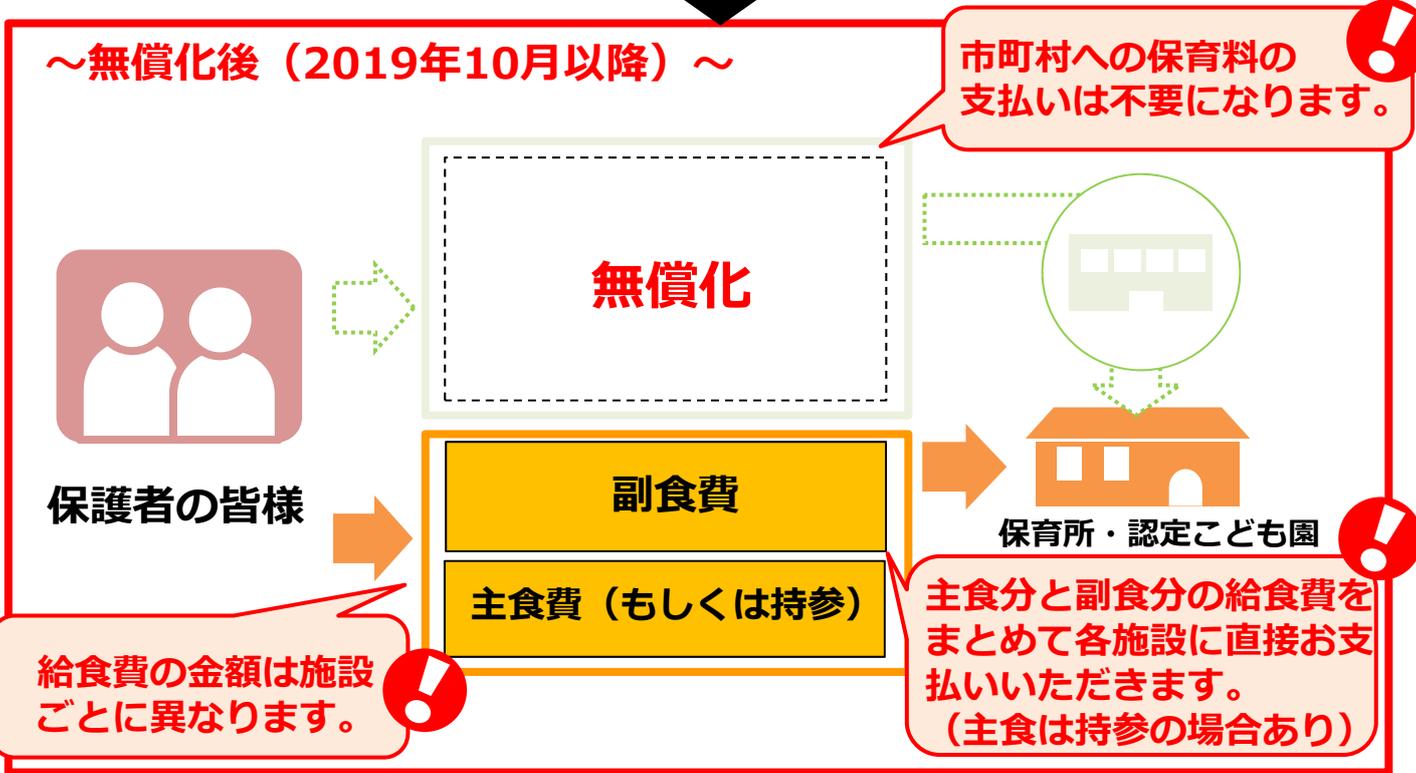
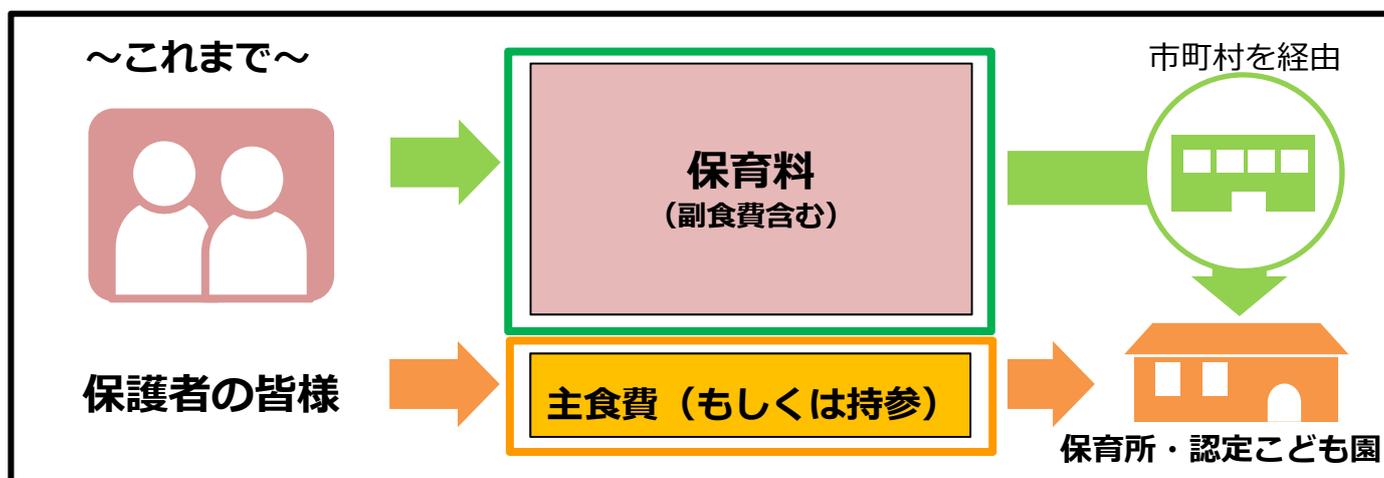


ポイント

副食費（おかず・おやつ等）については、
これまでも保育料に含んで支払っていたけど、
無償化後も支払うことには変わりはないだね



- 現在、3～5歳児クラス（2号認定）の給食費分は、
 - ・主食（ごはん・パン等）分については施設に直接お支払い（もしくは持参）
 - ・副食（おかず・おやつ等）分については、保育料の一部として市町村にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所・認定こども園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。（主食は持参の場合あり）
- ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食費（おかず・おやつ等）の費用が減免となる場合があります。



問い合わせ先：宇都宮市子ども部保育課 TEL：028-632-2393・2394
 ※給食費の金額及び支払い方法については、各施設にお問い合わせください。